

Vol. 18

静岡県弁護士会通信

発行 2018(平成30)年 冬号



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>



ホームローヤー制度のご案内

弁護士に電話で無料相談

静岡県弁護士会では、平成26年3月15日より、「電話で、かつ、無料で、弁護士に相談できる」を旗印にした自治体ホームローヤー制度を、静岡市を対象に実施し、その手軽さと利便性から、ご利用いただいた多くの方からご好評をいただきました。

そして昨年、対象を藤枝市に拡大するとともに、「ホームローヤーダイヤル」と銘打って、自治体ホームローヤー制度と同様の「電話で」かつ「無料で」弁護士に相談できる体制を、静岡県西部地区及び東部地区に拡大いたしました。

皆様が抱える様々な問題の早期解決、または、紛争の予防をするためには、お早めに専門家にご相談いただくことが一番です。

この度のホームローヤー制度の設置により、皆様が弁護士をより身近に感じ、より気軽に相談することができるようになり、少しでも早い問題の解決や紛争の予防につながれば幸いです。

静岡市、藤枝市の方は自治会ごとの担当弁護士に直接お電話ください。西部地区、東部地区では市町村ごとに電話相談を受け付ける曜日が異なりますので、ご利用の際はご注意ください。詳しいご利用方法は、静岡県弁護士会ホームページ（トップページ>「ご相談はこちらに」>「ちょっと電話で聞いてみたい」）をご参照ください。

西部地区 (TEL: 053-401-3335)

月曜日	掛川市、菊川市、御前崎市
火曜日	浜松市中区、北区
水曜日	浜松市東区、浜北区、天竜区
木曜日	浜松市南区 西区、湖西市
金曜日	磐田市、森町、袋井市

東部地区 (TEL: 055-928-7178)

第1・第3火曜日	沼津市、小山町
第1・第3水曜日	富士市
第1・第3木曜日	三島市、函南町、裾野市
第2・第4火曜日	伊東市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市
第2・第4水曜日	富士宮市、清水町、長泉町
第2・第4金曜日	御殿場市、下田市、東伊豆町、南伊豆町、西伊豆町

■■■土曜法律相談のご案内■■■

静岡県弁護士会では、平成30年4月から、各地区弁護士会館にて土曜法律相談会の実施を開始しました。

毎月第三土曜日の午前10時10分から12時の間、各地区弁護士会館にてご相談を受けています。ご利用には前々日の午後5時までに予約をお取りいただく必要がありますので、ご希望の方は各地区弁護士会宛てにご連絡ください。

民法大改正

～市民生活・企業活動への影響の観点から～

弁護士 原 孝至

平成29年5月26日に民法改正法案（民法の一部を改正する法律案）が可決・成立し、平成32年（2020年）4月1日に施行される運びとなりました。明治時代に民法ができて以来、細かな改正は何度もありましたが、今回のような大改正は初めてとなります。改正部分は多岐にわたりますが、以下では、市民生活・企業活動に影響しやすい点について、いくつか説明をしていきたいと思います。

1. 消滅時効の期間が短くなります

現行法においては、例えば借金の返済等で問題となる債権の消滅時効は、原則として10年と定められています（返済期限の翌日から10年経過すると時効が完成します。）。

改正法においては、これが「権利行使することができることを知った時から5年」に改められます（改正法166条1項1号）。10年では長すぎるという理由からの改正です。

また、現行法には、特定の職業についてはその報酬債権について特別の短期消滅時効制度がありますが、改正法においてはこれが廃止されます。さらに、交通事故等を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間については、現行法では3年となっていますが、改正法では、これも5年となります（改正法724条の2）。

要するに、改正法では、わかりやすく、原則として一律「5年」となります。

なお、民法においても、あるいは、特別法（例えば、製造物責任法）においても、5年ではない例外がありますので、その点は、ご注意ください。

2. 法定利息が引き下げられます

債権が利息を生ずるものであるが具体的な利率の定めがない、あるいは、弁済期を過ぎても債務が弁済されない場合の遅延利息について、

現行法は、年5%と定めていますが、改正法では、これを引き下げます。今の市場金利等からすると、年5%は高すぎるというのが改正の理由です。

ただ、引き下げの仕方が複雑で、まず、平成32年（2020年）4月の施行日は3%でスタートしますが、その後は、3年ごとに市況に照らし見直しを行っていくことになります（以上、改正法404条）。

3. 保証のルールが変わります

(1) 一定の例外を除き、債権者は、保証人に対し、債務者の返済状況等の情報を提供すべき義務が生じます（改正法458条の2以下）。債務者の不払いが積み重なり、多額の遅延損害金が発生した後に保証人が責任を負うのは酷だとの考慮からです。

(2) また、事業に係る債務を保証する場合、一定の例外はありますが、公正証書を作成しないと保証契約の効力が認められなくなります（改正法465条の6以下）。事業に係る債務は、多額の場合が多く、慎重な保証契約の締結が求められるからです。

4. 債権譲渡のルールが変わります

(1) 現行法では、債権は、当事者間で譲渡禁止の合意をすることにより、債権譲渡を認めないようにすることができますが、改正法においては、譲渡禁止の合意（譲渡禁止特約）の効力を原則として否定します（改正法466条2項）。

(2) また、現行法では、未発生の債権を譲渡することについて法律は規定していなかったのですが、改正法においては、未発生の債権も譲渡可能であることを明確にします（改正法466条の6）。

(3) さらに現行法では、債権譲渡にあたり、債務者が異議なく承諾した場合、債務者が債権者

(債権の譲渡人)に主張可能な事由があつても、債権の譲受人には主張できないというルールがありましたが、改正法ではこの制度が撤廃され、債務者から債権者に対する主張事由がある場合、それは債権の譲受人にも主張できるようになります(改正法468条1項)。

5. 中古品売買等のルールが変わります

現行法では、中古品等(法的には「特定物」という概念で表現します。)は、たとえ欠陥(瑕疵)があつても、基本的にはそのままの状態で引き渡せばよいというルールが存在します。しかし、それではその中古品(目的物)に欠陥があつた場合、買主が損を被ることになります。そして、そもそも中古品売買においては、一般的にその中古品には大きな欠陥がないという前提で価格が定められますから、なおのこと買主に酷です。

そこで、改正法では、中古品等においても、原則として契約内容に適合する一定の品質を有する物を引き渡さなければならないというルールを定めます(改正法483条)。

6. 定型(約款)取引に関するルールが新設されます

定型取引(特定の者が不特定多数の者を相手として行う取引。)においては、統一の約款に沿って契約がされますが、現行法においては、約款に関する明確なルールはありません。

そこで、改正法は、契約当事者が約款に従うこととに合意し、又は、その約款を契約の内容にすることが相手方(消費者)に表示されていれば、約款は効力を有するとし、また、約款を変更する場合のルール等を新たに定めます(改正法548条の2以下)。

7. お金の貸し借りのルールが変わります

現行法では、お金の貸し借り(金銭消費貸借)は、貸主が借主に対して現にお金を交付してはじめて契約が有効に成立する、裏返せば、「貸す」との約束をしてもその段階では契約は有効に成立していないから、その「貸す」との意思表示だけでは、借り手は「貸してくれ」とは言えないルールが定められています。

しかし、このルールに合理性はないため、改

正法では、書面で契約をする場合に限り、当事者双方の合意のみでお金の貸し借りに関する契約が有効に成立するというルールに改めます(改正法587条の2)。なお、書面で契約した場合に限ったのは、軽率な約束を防止するためです。

8. 賃貸借・リース契約のルールが変わります

(1) 現行法では、賃貸借・リース契約の上限年限は20年とされています。しかし、20年に制限する実益はあまりなく、一方で、重機・プラント等のリース契約においては、20年を超えるリース契約を行う必要性が認められることから、改正法においては、上限年限を50年とします(改正法604条)。

(2) 賃貸借契約においては、敷金が差し入れられるのが一般的ですが、現行法には、法律には敷金に関するルールが規定されていません。そこで、改正法は、敷金の意義(定義)を明らかにし、敷金に関するルールを新たに定めます(改正法622条の2)。

9. 請負契約のルールが変わります

現行法では、請負契約(建物建築請負契約等)においては、全ての仕事が完成してはじめて報酬請求権が発生すると定められており、請負人が途中まで仕事をしたとしても報酬請求権は発生しないというルールが定められていますが、改正法においては、請負人が仕事を途中まで遂行した場合も、その割合に応じて報酬請求できるように定めます(改正法634条)。

今回の民法改正点は、非常に多岐にわたるもので、以上に示したのはその一部となります。また、上にした説明も簡略なものでありますので、改正法施行日(平成32年(2020年)4月1日予定)以降に紛争を生じた方は、お近くの弁護士にご相談ください。



各種法律相談のご紹介

2018.12.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

- 相談時間 30分間 ■相談料金 5400円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能
■相談日時（土曜相談は中面参照）

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付 每週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談（日弁連交通事故相談センター）

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

- 相談時間 30分間 ■相談料金 無料
■相談日時
- 静岡支部 毎週月・水曜日 午後1時30分～4時
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
 - 浜松支部 每週火・木曜日 午後1時30分～4時
(掛川法律相談センター 每月第1水曜日 時間同上)
 - 沼津支部 每週月・水・金 午後1時～3時30分
(三島：第2火、伊東：第3火、下田：第4火 時間同上)

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の
借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

- 相談時間 30分間 ■相談料金 無料
■相談日時
- 静岡支部 每週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
 - 浜松支部 每週月・水・金曜日 午後1時30分～5時
毎週火・木曜日 午前10時～12時
 - 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 每週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 每週木曜日 午前10時～12時00分
- 浜松支部 ●沼津支部
相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を
決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗りります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。



申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み
■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。